

事業収支見積書の作成手順（例示）

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則様式第2により当初の事業年度及び翌事業年度について作成（算出が適正かつ明確であることが求められます。）します。

以下に算出根拠の作成手順を例示します。

注：「事業収支見積書算出根拠（例示）」は、一例ですから自社の実態と合わない場合には適宜修正して作成してください。また、不明な点は信書便監理官にご相談ください。

事業収支見積書算出根拠（例示）

【初年度】

信書便事業の事業開始予定日から年度末までの期間について見積もります。

1 信書便事業収入

(1) 信書便事業収入 = 各役務別利用見込通数 × 各役務別料金として、
まず、各役務別利用見込通数を次により算出します。

既存顧客に対して1ヶ月当たりの信書便物の利用見込通数を聴取する。

1ヶ月分の貨物運送の配送伝票控えから、1号役務（大きさ・重さ）、2号役務（配送エリア）、3号役務（1,000円超え）に該当する貨物の割合を算出。

により求めた利用見込通数に で求めた各役務に該当する貨物実績の割合を乗じて各役務別に利用見込通数を求める。

【算出例】

利用見込通数の算出

既存顧客200社のうち50社に対して実施したヒアリング結果

利用見込通数	社数	利用見込（1ヶ月）
利用なし（0通）	10社	0通
月に1通程度	3社	3通
月に2通程度	4社	8通
月に3通程度	10社	30通
月に4通程度	20社	80通
月に5通程度	3社	15通
合計	50社	136通

利用見込通数136通/月（50社ヒアリング結果）から既存顧客200社の利用見込通数を推計

1社当たりの利用見込通数 = 136通/月 ÷ 50社 = 2.72通/月

200社の利用見込通数 = 2.72通/月 × 200社 = 544通/月

各役務に該当する貨物の割合の算出

貨物運送の取扱実績 4,800個/月

配送伝票4,800枚中2号役務に該当する配送伝票が3,600枚、3号役務に該当する配送伝票が1,200枚となった。これにより次表のとおり割合を算出。

区 分	取扱個数	割 合
2号役務に該当する取扱い	3,600個	75%
3号役務に該当する取扱い	1,200個	25%
計	4,800個	100%

各役務別の利用見込通数の算出 (×)

利用見込通数544通/月に各役務に該当する貨物の割合を乗じて、役務別の利用見込通数を算出。

ア 2号役務：544通/月 × 75% = 408通/月

イ 3号役務：544通/月 × 25% = 136通/月

(2) 次に役務別に1通当たりの平均単価を求めます。

注：申請者が消費税の経費方式について、税抜き方式を採用している場合は信書便料金も税抜きで、税込み方式を採用している場合は税込みの料金とします。

【算出例】(消費税の経費方式は税抜き方式を採用)

2号役務は、提供区域内一律900円とします。

3号役務に該当する1,200枚の配送伝票合計額を求めて、取扱個数1,200個で除して1個当たりの平均単価を求めます。

区 分	取扱個数	料金収入	平均単価 (÷)
3号役務に該当する取扱い	1,200個	3,600,000円	3,000円

で求めた1個当たりの平均単価3,000円から配達距離(貨物の料金表と照合等)を求めます。

平均単価3,000円 配達距離25km

で求めた配達距離から信書便物1通当たりの平均単価(信書便料金表と照合等)を求めます。

配達距離25km 2,500円

及び より役務別平均単価は、2号役務900円、3号役務2,500円

(3) 役務別利用見込通数及び役務別平均単価から信書便事業収入を求めます。

【算出例】

2号役務料金収入 = 408通/月 × 900円/通 = 367,200円/月

3号役務料金収入 = 136通/月 × 2,500円/通 = 340,000円/月

信書便事業収入 = 707,200円/月

《参考》

巡回・定期集配サービスのように利用者との間で料金を定める場合は、契約見込額により信書便事業収入を算出します。

【算出例】

巡回ルートを3ルート設定する場合

Aルート 20千円/日×20日/月=400千円/月

Bルート 15千円/日×20日/月=300千円/月

Cルート 25千円/日×20日/月=500千円/月

信書便事業収入 = 1,200千円/月

- 2 (何)事業収入(注:現在行っている事業を記載します。記載例では、貨物自動車運送事業と倉庫事業を想定しています。)

計画額があれば計画額を記載。なければ直近の売上高と同額と見込み記載します。記載例では直近の売上高と同額を見込んでいます。

- 3 その他収入

事業収入以外の収入で事業収支見積作成年度に発生する見込額を記載します。記載例では直近の営業外収益と同額を見込んでいます。

- 4 信書便事業支出

- (1) 人件費月額

人件費は、事務部門従業者と作業部門従業者の別に求めて、その合計額とします。

【算出例】

ア 事務部門従事者

事務部門に従事する役員及び従業員の1人当たり人件費月額を求めます。

項 目		月額(1人当たり)	従事者数
役 員	役員報酬	300,000円	2人
	法定福利費	40,000円	
合 計		340,000円	
従 業 員	給与手当	200,000円	1人
	賞与(1/12ヶ月分)	67,000円	
	法定福利費	36,000円	
	福利厚生費	5,300円	
合 計		308,300円	

で求めた1人当たりの人件費月額に従業者数を乗じて事務部門従事者に係る人件費月額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{事務部門従事者に係る人件費月額} &= 340,000 \text{円/月} \times 2 \text{人} \\ &+ 308,300 \text{円/月} \times 1 \text{人} \\ &= 988,300 \text{円/月} () \end{aligned}$$

事務部門従事者は全事業共通の事務を行っているため、で求めた人件費988,300円/月に信書便事業収入比率(注)を乗じて信書便事業で負担する人件費を求めます。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{信書便事業収入と(何)事業収入は次のとおりとする。} \\ \text{信書便事業収入} = 4,243,200 \text{円} \\ \text{(何)事業収入} = 37,500,800 \text{円} \end{array} \right\}$$

注：信書便事業収入比率 = $4,243,200 \text{円} \div (4,243,200 \text{円} + 37,500,000 \text{円}) = 10.2\%$

信書便事業で負担する事務部門人件費月額

$$= 988,300 \text{円/月} \times 10.2\% = \underline{100,807 \text{円/月}}$$

イ 作業部門従事者

作業部門に従事する役員及び従業員の1人当たり人件費月額を求めます。

項 目		月額(1人当たり)	従事者数
役 員	役員報酬	300,000円	1人
	法定福利費	40,000円	
合 計		340,000円	
従 業 員	給与手当	220,000円	3人
	賞与(1/12ヶ月分)	70,000円	
	法定福利費	39,000円	
	福利厚生費	5,800円	
合 計		334,800円	

で求めた1人当たりの人件費月額に従業者数を乗じて作業部門従事者に係る人件費月額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{作業部門従事者に係る人件費} &= 340,000 \text{円/月} \times 1 \text{人} \\ &+ 334,800 \text{円/月} \times 3 \text{人} \\ &= 1,344,400 \text{円/月} (\text{注}) \end{aligned}$$

注：従業者数は、信書便事業を兼務する従業者数です。

注：作業部門の配送員が信書便事業に専従する場合は、1,344,400円/月を作業部門従事者の人件費として計上します。

作業部門従事者は、(何)事業と信書便事業を兼務するため、で求めた人

件費 1,344,400 円 / 月に信書便物取扱比率 16.9% (注) を乗じて信書便事業で負担する人件費を求めます。

注：信書便物取扱比率の求め方

(データ：配送員 5 人 (うち信書便事業兼務者 3 名、信書便物利用見込通数 544 通 / 月、貨物運送取扱実績 4,800 個 / 月)

まず、信書便物と貨物の合計物数を配送員 5 人で除して 1 人当たりの配達物数を求めます。

$$(544 \text{ 通 / 月} + 4,800 \text{ 個 / 月}) \div 5 \text{ 人} = 1,069 \text{ 通個 / 月}$$

次に信書便物 544 通 / 月を信書便事業兼務者 3 人で除して兼務者 1 人当たりの信書便物の配達通数を求めます。

$$544 \text{ 通 / 月} \div 3 \text{ 人} = 181 \text{ 通 / 月}$$

以上により、兼務者の配達物数を 1,069 通個 / 月 (内訳：貨物 888 個 / 月、信書便物 181 通 / 月) と見込みます。

信書便事業と兼務する配送員の取扱物数は、貨物 888 個 / 月、信書便物 181 通 / 月として次により信書便物取扱比率を求めます。

$$\begin{aligned} & \text{信書便物利用見込通数} \div (\text{信書便物利用見込通数} + \text{貨物運送の取扱実績}) \\ & = 181 \text{ 通} \div (181 \text{ 通} + 888 \text{ 個}) = 16.9\% \end{aligned}$$

信書便事業で負担する作業部門人件費月額

$$= 1,344,400 \text{ 円 / 月} \times 16.9\% = \underline{227,204 \text{ 円 / 月}}$$

ウ 信書便事業に係る人件費月額

アで求めた事務部門従事者人件費月額にイで求めた事務部門従事者人件費月額を加えた額とします。

$$\begin{aligned} & 100,807 \text{ 円 / 月} + 227,204 \text{ 円 / 月} \\ & = \underline{328,011 \text{ 円 / 月}} \end{aligned}$$

(2) 経費

経費は、営業原価と販売費及び一般管理費から求めます。

注：営業原価明細書を作成していない場合等は営業原価を販売費及び一般管理費と読み替えて求めます。この場合、イの算出はアの算出をもって代えます。各費用の按分割合は、信書便事業収入比率を用います。

【算出例】

ア 営業原価

配送車両に係る経費 (燃料費、油脂費、修繕費等) をこれまでの実績等を基に 1 ヶ月分の費用を見込みます。また、営業原価明細表等の科目のうち、信書便事業に共通する経費を抽出して、信書便物取扱比率を乗じて信書便事業で負担する 1 ヶ月分の費用を求めます。

配送車両に係る経費

車両1台当たりに生ずる経費に信書便物の配送に用いる車両台数と信書便物取扱比率を乗じて求めます。

注：例示は、配送車両3台を信書便事業と(何)事業で共用することを前提として算出しています。

科目	費用(1ヶ月分)	台数	割合	×
燃料費	40,000円	3	16.9%	20,280円
油脂費	2,000円			1,014円
修繕費	50,000円			25,350円
車両リース料	0円			0円
自賠責保険料	970円			492円
任意保険料	4,200円			2,129円
地代家賃(駐車料金)	0円			0円
合計				49,265円

注1：費用(1ヶ月分)欄は車両1台当たりの費用

注2：車両に係る減価償却費及び租税公課は別掲するのでここでは計上しない。

配送車両に係る経費月額 = 49,265円/月

以外の営業原価(別掲する人件費、減価償却費及び租税公課を除く。)

営業原価のうち信書便事業に関連する経費を抽出して、それぞれの経費に信書便物取扱比率を乗じて求めます。

科目	費用(1ヶ月分)	割合	×
旅費交通費	75,000円	16.9%	12,675円
被服費	12,500円		2,113円
水道光熱費	17,500円		2,957円
通信費	50,000円		8,450円
消耗備品費	80,000円		13,520円
損害保険料	10,000円		1,690円
地代家賃	100,000円		16,900円
会費	6,000円		1,014円
雑費	20,000円		3,380円
合計			62,699円

注：で地代家賃(駐車料金)を計上している場合は、その駐車料金を除いた額を記載。

以外の営業原価 = 62,699円/月

営業原価月額（信書便事業分） =

$$\begin{aligned} (\quad + \quad) &= 49,265\text{円/月} + 62,699\text{円/月} \\ &= \underline{111,964\text{円/月}} \end{aligned}$$

イ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、損益計算書等により販売費及び一般管理費の1ヶ月分の額を求め、その額から別掲する人件費、減価償却費及び租税公課並びに信書便事業に関連しない費用の額を控除し、信書便事業収入比率を乗じて信書便事業で負担する額を求めます。

販売費（販売手数料、販売促進費、広告宣伝費、交際費など）は、（何）事業のみに係る経費と全事業に共通する経費に分類し、（何）事業のみに係る経費の合計額を求めます。

一般管理費は、全事業の共通経費として見込みます。

販売費及び一般管理費の合計額（別掲する人件費、減価償却費及び租税公課を除く。）から（何）事業のみに係る販売費を控除した額に信書便事業収入比率を乗じて求めます。

【算出例】

科目	経費（1ヶ月分）
販売費及び一般管理費	1,654,300円
人件費	988,300円
減価償却費	60,000円
租税公課	30,000円
信書便事業に関連しない経費	0円
合 計	576,000円
再掲（地代家賃）	（250,000円）
再掲（賃借料）	（100,000円）

注：記載例では（何）事業のみに係る経費内訳はありません。

注：再掲の地代家賃及び賃借料は、事業開始に要する資金及びその資金の調達方法の賃借料等の算出に用います。

販売費及び一般管理費月額（信書便事業分）

$$= 576,000\text{円/月} \times 10.2\% = \underline{58,752\text{円/月}}$$

信書便事業に係る経費 = ア + イ = 111,964円/月 + 58,752円/月

$$= \underline{170,716\text{円/月}}$$

(3) 業務委託費

信書便物の配送業務等の一部を委託する場合に委託料見込額を計上します。

注：信書便業務の一部委託を行う場合は、別途認可申請を行っていただきます。

(4) 減価償却費

ア 車両に係る減価償却費

信書便事業で使用する車両に係る減価償却額を求め、その額に信書便物取扱比率を乗じて求めます。

注：例示は、配送車両3台を(何)事業と共用することを前提として算出しています。

注：車両のみを信書便物取扱比率（業務量の割合）で案分していますが、その他に事業用不動産等業務量に応じて案分した方が良いと思われる償却資産があれば車両の例に倣って減価償却費を算出します。

【算出例】

償却資産	取得価格	償却期間	減価償却額 (月額)
車両（償却済み）	720,000円	4	0
車両（未償却）	720,000円	4	15,000円
車両（未償却）	720,000円	4	15,000円
合計			30,000円

$$30,000円/月 \times 16.9\% = \underline{5,070円/月}$$

注：信書便事業で車両を専用する場合は、30,000円/月となります。

イ ア以外の減価償却費

(ア) 営業原価に係る減価償却費

信書便事業に関連する減価償却費の合計額から車両に係る減価償却費を控除した額に信書便事業収入比率等乗じて算出します。

記載例では、信書便事業に関連する営業原価（貨物自動車運送事業）の減価償却費は全て車両にかかるものであるため計上していません。

(イ) 販売費及び一般管理費に係る減価償却費

信書便事業に関連する減価償却費の合計額に信書便事業収入比率等乗じて算出します。

記載例では、減価償却費月額60,000円に信書便事業収入比率10.2%を乗じて算出しています。

$$60,000円 \times 10.2\% = \underline{6,120円/月}$$

$$\begin{aligned} \text{減価償却費月額} &= \text{ア} + \text{イ} = 5,070円/月 + 6,120円/月 \\ &= \underline{\underline{11,190円/月}} \end{aligned}$$

(5) 租税公課

租税公課は、車両に係る租税公課と車両以外の租税公課の別に算出し、その合計額とします。

注：車両に係る税金のみを信書便物取扱比率(業務量の割合)で案分していますが、その他に事業用の固定資産税等業務量に応じて案分した方が良いと思われる租税公課があれば車両の例に倣って租税公課を算出します。

注：申請者が消費税の経理方式について、税込み方式を採用している場合は次により信書便事業に係る消費税額を算出して租税公課に加算します。

信書便事業に係る消費税額 = (信書便事業収入 × 5 / 105) - (信書便事業経費 × 5 / 105)

ア 車両に係る租税公課

信書便事業で使用する車両に係る租税公課を算出し、その額に信書便物取扱比率を乗じて求めます。

【算出例】

税金の種類	税額(月額)	台数	×
自動車取得税	1,800円	2	3,600円
自動車重量税	240円	3	720円
自動車税	250円	3	750円
合計			5,070円

5,070円/月 × 16.9% = 857円/月

注：信書便事業で車両を専用する場合は、5,070円/月となります。

イ ア以外の租税公課

(ア) 営業原価に係る租税公課

信書便事業に関連する租税公課の合計額から車両に係る租税公課を控除した額に信書便事業収入比率等乗じて算出します。

記載例では、信書便事業に関連する営業原価(貨物自動車運送事業)の租税公課は全て車両にかかるものであるため計上していません。

(イ) 販売費及び一般管理費に係る租税公課

信書便事業に関連する租税公課の合計額に信書便事業収入比率等乗じて算出します。

記載例では、租税公課月額30,000円に信書便事業収入比率10.2%を乗じて算出しています。

車両以外の租税公課月額

= 30,000円/月 × 10.2% = 3,060円/月

ウ 登録免許税 30,000円(注:特定信書便事業に係る登録免許税です。)

エ 租税公課月額

ア及びイの合計額に見積年度の月数を乗じ、その額に登録免許税を加えて算出します。

$$\begin{aligned} \text{租税公課月額} &= 857\text{円/月} + 3,060\text{円/月} + 30,000\text{円} \\ &= \underline{3,917\text{円/月}} + 30,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{信書便事業支出月額} &= 328,011\text{円/月} + 170,716\text{円/月} \\ &\quad + 11,190\text{円/月} + 3,917\text{円/月} + 30,000\text{円} \\ &= \underline{513,834\text{円/月}} + 30,000\text{円} \end{aligned}$$

5 (何a)事業支出

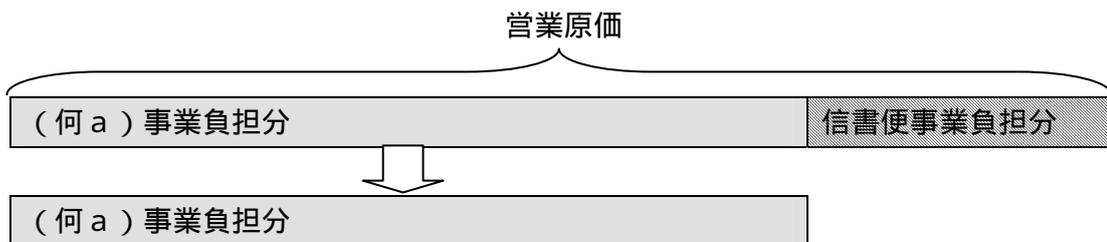
営業原価(売上原価)と販売費及び一般管理費の別に算出し、その合計額とします。

注:(何a)事業は、作業部門従業員及び配送車両について、兼務・共用するものとします。なお、記載例では貨物自動車運送事業としています。

(1) 営業原価

営業原価は、(何a)事業と信書便事業に係る経費であるため、直近の損益計算書から求めた営業原価月額から信書便事業で負担する作業部門人件費、営業原価、減価償却費及び租税公課その他を控除した額を計上します。

注:営業原価から信書便事業が負担する営業原価を控除して、(何a)事業負担分を求めます。



【算出例】

科目		金額(月額)
営業原価((何a)事業)		2,967,500円
信書便事業	作業部門人件費	227,204円
	経費(営業原価)	111,964円
	車両に係る減価償却費	5,070円
	車両に係る租税公課	857円
	計(信書便事業営業原価月額)	345,095円
合計		2,622,405円

注：信書便事業専担の新規雇用又は専用の車両購入等信書便事業のみに係る費用については他事業との費用案分の対象とならないため、これらの信書便事業負担分は控除しません。

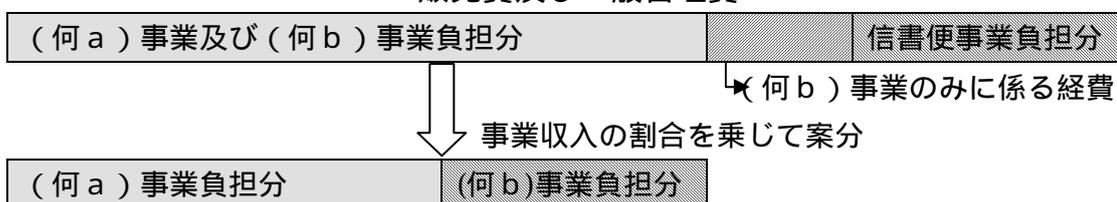
営業原価月額 = 2,622,405円/月

(2) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、直近の損益計算書から求めた販売費及び一般管理費月額から信書便事業で見込む販売費及び一般管理費並びに(何b)事業のみに係る経費月額を控除した額に、(何a)事業収入比率((何a)事業収入と(何b)事業収入の合計額に対する(何a)事業収入の割合)を乗じて算出します。

注：(何a)事業のみに係る経費がある場合には、案分しないでその額を加えます。

販売費及び一般管理費



【算出例】

(何a)事業収入比率 = 26,000,000円 ÷ (26,000,000円 + 11,500,000円)
= 69.3%

科 目		金額(月額)
販売費及び一般管理費		1,654,300円
信書便事業	事務部門人件費	100,807円
	経費(販売費及び一般管理費)	58,752円
	車両以外の減価償却費	6,120円
	車両以外の租税公課	3,060円
	計(信書便事業販管費月額)	168,739円
(何a)事業のみに係る経費(加算)		0円
(何b)事業のみに係る経費(減算)		0円
合 計		1,485,561円

販売費及び一般管理費月額 = 1,485,561円/月 × 69.3%
= 1,029,494円/月

(何a)事業支出月額 = 2,622,405円/月 + 1,029,494円/月
= 3,651,899円/月

6 (何b)事業支出(記載例では倉庫事業としています。)

直近の営業原価並びに販売費及び一般管理費月額から信書便事業支出(登録免許税を除く。)並びに貨物運送事業支出月額を控除して算出します。

科目	金額(6ヶ月分)
営業原価(倉庫事業)	8,160,000円
販売費及び一般管理費	9,925,800円
信書便事業支出	1,012,434円
(何a)事業支出	6,176,964円
合計	10,896,402円

注：信書便事業のみに係る経費又は(何a)事業のみに係る費用については他事業との費用案分の対象とならないため、これらの費用は控除しません。

7 支払利息

計画額や直近の会計年度に計上した支払利息額を記載します。

注：事業開始に要する資金として銀行等から借り入れる場合はその借入金に相当する利息も見込んで下さい。

8 その他支出

営業原価又は販売費及び一般管理費以外の費用について事業収支見積書作成年度の発生見込み額を記載します。記載例では営業外費用(別掲する支払利息を除く。)と同額を見込んでいます。

9 法人税及び住民税

事業収支見積書を集計して税引き前利益を求め、その額を所得金額とみなして実効税率を乗じて算出します。

【算出例】

ア 事業収支見積書の集計

科目	金額
収入合計	41,873千円
信書便事業支出	3,113千円
貨物運送事業支出	21,911千円
倉庫事業支出	10,896千円
支払利息	100千円
その他支出	200千円
税引き前利益	5,653千円

イ 税引き前利益に実効税率を乗じて法人税及び住民税を求めます。

【算出例】

実効税率の算出

$$\text{実行税率} = \{ \text{法人税率} + (\text{法人税率} \times \text{法人住民税率}) + \text{法人事業税率} \} \div (1 + \text{法人事業税率})$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{法人税率 } 30\%、\text{住民税率 } 17.3\% (\text{県民税 } 5\%、\text{市民税 } 12.3\%) \\ \text{法人事業税率 } 9.6\% \end{array} \right)$$

$$= \{ 30\% + (30\% \times 17.3\%) + 9.6\% \} \div (1 + 9.6\%)$$

$$= 0.4479 \div 1.096 = 40.87\%$$

$$\text{法人税及び住民税} = 5,653 \text{千円} \times 40.87\%$$

$$= \underline{\underline{2,310 \text{千円}}}$$

【翌事業年度】

- 1 初年度の計画に変更がない場合は、初年度に見込んだ収入又は支出の月額に12ヶ月分を乗じて算出します。
- 2 初年度の計画に変更がある場合は、初年度にならって、算出根拠を記載します。

注：記載例では、減価償却額に変更が生じています。

- 3 信書便事業支出の租税公課の算出に当たって、初年度に見込んでいた登録免許税額30,000円は翌事業年度において見込みません。